HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者提出書類一覧

書類	チェック欄	備考
・HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証申請書	□	別記第1号様式
【建設業者の場合】 ・建設業法第3条第1項の規定による建設業許可通知書の写し ・住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結状況を示す書類の写し	□ □	
【建築士事務所の開設者の場合】 ・建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録申請書の副本（知事の証明印の押印されたもの）の写し	□	
・HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者誓約書	□	別記第2号様式
【法人の場合】 ・登記事項証明書又は登記簿謄本	□	原則、3か月以内に発行されたもの
【個人の場合】 ・住民票	□	原則、3か月以内に発行されたもの
・BIS、BIS-E若しくはBIS-Mの認定登録証の写し	□	・いずれか一つ ・所属する1名以上
・省エネ技術講習会設計者講習会修了証の写し	□	
・省エネ技術講習会施工技術者講習会修了証の写し	□	
・木造建築の実績一覧	□	別記第3号様式
・道税の納税証明書	□	原則、3か月以内に発行されたもの 道税事務所にて発行
・消費税及び地方消費税の納税証明書	□	原則、3か月以内に発行されたもの 税務署にて発行
・一級建築士、二級建築士、木造建築士、又は1級建築施工管理士の免許証の写し	□	
・暴力団又は暴力団関係事業者に該当しない者であることを示す 「誓約書」	□	別記第4号様式
・きた住まいるメンバー登録証の写し	□	登録を受けている場合

（留意事項）

・推進業者として認証を受けるには、HOKKAIDO WOODメンバーの登録が必要となります。未登録の方はHOKKAIDO WOOD公式サイトより登録をお願いします。

（HOKKAIDO WOOD公式サイト）https://hokkaidowood.com/